

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有形証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の有価証券……………償却原価法（定額法）

ただし、重要性が乏しい場合は取得原価

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等……………個別法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 8 年～60 年

物品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっ
ています。）

（5） 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不能欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

基金（貸付金）については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上していま
す。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当と
して支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち古殿町へ
按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見
込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（6） リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリー
ス料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（7） 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

（8） 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません

3 重要な後発事象

該当ありません

4 偶発債務

該当ありません

5 追加情報

(1) 連結財務書類の範囲

全体財務書類に加えて以下の団体(会計)を対象範囲としています。

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
須賀川地方広域消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	6.11%
石川地方生活環境施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	12.74%
福島県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.34%
福島県市町村総合事務組合 (消防補償等特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.83%
福島県市町村総合事務組合 (消防賞じゅつ金特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.11%
福島県市町村総合事務組合 (非常勤職員公務災害補償特別 会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.68%
株式会社おふくろの駅	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。なお、福島県市町村総合事務組合(一般会計)は、連結貸借対照表に当町の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上して連結したものとみなしています。
- ② 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)

との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取り扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

該当ありません